

日本学術会議心理学・教育学委員会不登校現象と学校づくり分科会
20250307 第5回公開シンポジウム「不登校現象と今後の学校づくり」

子どもの多様性に応えることのできる 公教育システムの再構築へ

—教育行政・学校経営・教職の在り方を問い直す—

筑波大学 浜田博文

hamada@human.tsukuba.ac.jp

1. 「不登校」児童生徒の現状

- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課（2025）によると、
 - 小・中学校の不登校児童生徒数は353,970人、割合は3.9%。
 - そのうち年間90日以上欠席者は191,958人、不登校児童生徒の54.2%。出席日数10日以下の者は37,588人、10.6%。
 - H10（1998）頃から小康状態の後、H24（2012）年頃から増加傾向、H29（2017）以降は顕著な増加。
 - 「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒」は135,724人で39.3%。（そのうち教職員から継続的な相談・指導等をうけていたものは120,759人、89.0%）
 - 高等学校生徒のうち不登校生徒は67,782人で2.3%。そのうち中途退学になった者は10,566人で15.6%。原級留置は2,963人、4.4%。
 - 小・中・高校の不登校児童生徒数は42万人超。但し、その傾向のある者はこれ以外にも。

2. 「不登校」現象とは何か？

●要因の捉え方の変遷（伊藤 2024）

- **1950年代**：「学校恐怖症」 = 個人の病気 → 医学モデル、治療対象
- **1980年代**：「登校拒否」 = 学校の強制性・画一性の回避、登校刺激はダメ
- **1992年以降**：「登校拒否はどの子にも起こりうる」 → 「不登校」概念へ
- **2000年代以降**：「不登校」 = 社会要因、多様性・複雑性

→ 個々のケースの適切な理解に基づく対応の必要性、
背景要因との関連性への配慮の必要性

- 「問題」を捉える視角の多様性

- ① **公教育の理念を実現するための学校制度**：「日本型公教育」
（大桃・背戸 2020）の枠組（公開、公的、共通内容）

- この枠組に収まらないケースの増大・多様化

- 制度の何をどう変えるべきか？ 単純な教育機会均等の保障
（平等：equality）から、公正（equity）と社会正義（social
justice）に基づく資源配分の再構成

- ② **学校組織・カリキュラムに内在化されている硬直性**をいかに柔軟化するか？（学年・学級制、教科系統性、時間割、価値規範等）

- 「みんな同じく」処遇する学校文化→その結果として生じる
「排除」（柏木 2020）

③ 学校へ行かない理由・要因の多様性と確定困難性

→原因（第1次的、第2次的）の複合性、かつ社会関係性

- 医学・生理学的な問題の第二次的問題として生じる不登校。

（中井 2025）

- ✓ 不登校の57%が神経発達症（発達障害：ASD自閉症スペクトラム症やADHD等）。

- ✓ 起立性調節障害、ディスレクシア（読み書き困難の学習障害）、感覚過敏などを含めて、第三者にわかりにくい子どもの発達的特徴の理解と適切な支援（川崎他 2025）。

- 本人は理由を言語化しにくい。教師も保護者も真因がわからないことが多い。その結果、誤解もありうる。

- 子ども・保護者の支援方策：

- ✓ スクール・カウンセラーの配置（1995開始）。

- ✓ スクール・ソーシャルワーカーの配置（2008開始）。

→個別性が高く背景要因が多様で変化が早いため、実践も研究も難しい。心理＋医療＋教育＋福祉＋司法の連携の必要性。

「学校に行くこと」を怠けているから家にいるわけではないんです。

「学校に行くこと」に精一杯向き合っ、辛くて悲しい気持ちを何度も味わって...それでも「行かなきゃ、頑張らなきゃ」と思いながら向き合った結果「不登校」になっているのだと感じます。

「怠惰」とは正反対。まったく別です。

https://note.com/romi_uirotar0/n/n5531714d8f60

学校に通いづらくなった子が実際に不登校になるまでには、子ども自身も保護者も迷い、葛藤し、勇気を出して行動してみてもまた打ちのめされて、絶望し、体が動かなくなり、最終的に不登校にならざるをえなかったという苦しみを経てきている人ばかりである。学校に通っている子どもは、**ほぼ全員が「学校に通うことは当たり前」であり、休んでいいなんて露ほども思っていない。**・・・ようやく不登校になったとしても、このままでいいのか？という迷いや不安は何年たってもつきまとう。安易に甘やかしているというようなものでは決して決してないのだ。（新美 2025：p.26）

- いじめ、暴力、家庭の貧困など、多様な要因との関連性
- 様々な居場所の確保：フリースクール（フリースペース）、適応指導教室（学校生活への適応を目標として1990年に設置）

④ 学校・教員の業務過重負担とその解消策の必要

- ゆとりのない学校・教員業務の現実（浜田 2025）：子どもの個別性への対応困難さ
- 学習指導要領の過密さ：教育方法や資質・能力にまで（本田 2025）
- 学習量の過重化、評価の厳格化、授業密度の過度な上昇など（油布 2025）

- ◆ 1件ごとに、どのような現象として理解すればよいか、
がわかりづらい。
- ◆ 子ども・保護者・教員にとって「わからない事柄」が多い。
- ◆ 第一次的に子どもと保護者に対する支援が必要。それにとどまらない社会的課題としての検討課題がある。

→教育行政、学校経営、教職のありようを捉え直し、あるべき姿を描き直す。

3. 教育行政（国・地方）施策の現状

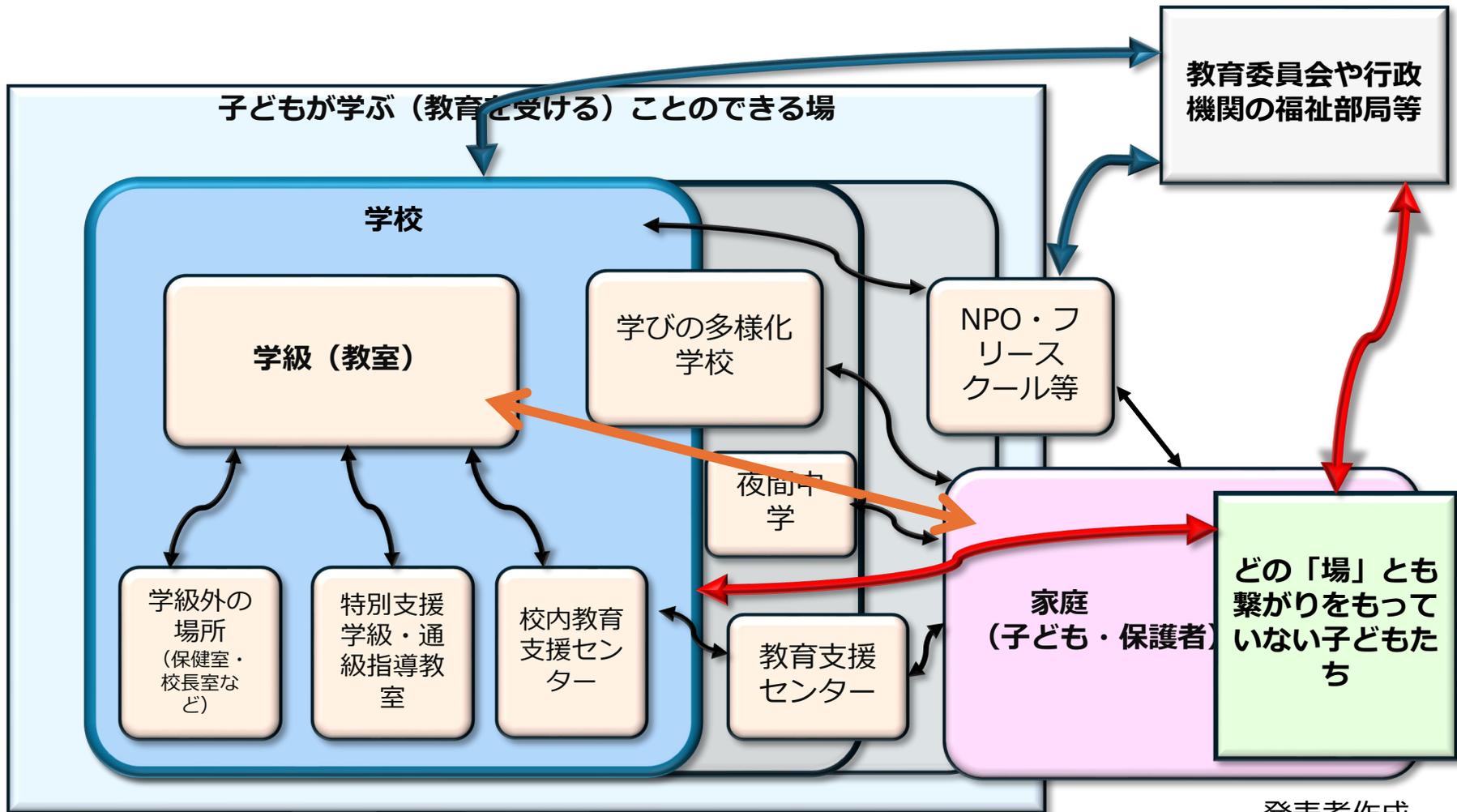
- (1) **教育機会確保法（2016）**「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
- (2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「**COCOLOプラン**」（COCOLO: Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning）

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるようなことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 不登校特例校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称→「**学びの多様化学校**」に。）
- **校内教育支援センター**（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- **教育支援センターの機能強化**（業務委託等を通して、**NPOやフリースクール等との連携を強化**。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）
- **高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障**（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）
- **多様な学びの場、居場所の確保**（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等と**NPO・フリースクール**の連携強化。**夜間中学**や、公民館・図書館等も活用。**自宅等での学習を成績に反映**）

4. 学校経営の実態と対応の現状

- 「学びの多様化学校」による様々な実践：子どもの個別性に対応した柔軟な取り組み。但し、対象数は少ない。学習指導要領の標準時数2割削減など教育課程の柔軟化や子ども・教員数、空間配置などの工夫が可能。基本的には、従来の学校教育という枠組の範囲に留まる。
- 校内教育支援センターの意義と陥穽・課題
 - ✓ 学校に行きたくても行けなかった子どもにとってのステップに
 - ✓ 教室にいろいろな事情を抱えた子どもの居場所（待避場所）
 - ✓ 個々の子どもの状況に対する十分なケアは可能か？
 - ✓ 担当職員配置は十分か？：
 - 支援員（非教員）のみの配置→教育の保障ではなく「居場所」「待避場所」にしかない。
 - 非常勤・時間任用→管理職や学級担任教師との丁寧な情報共有の困難→学級担任、管理職、保護者との情報共有は十分にできるか？



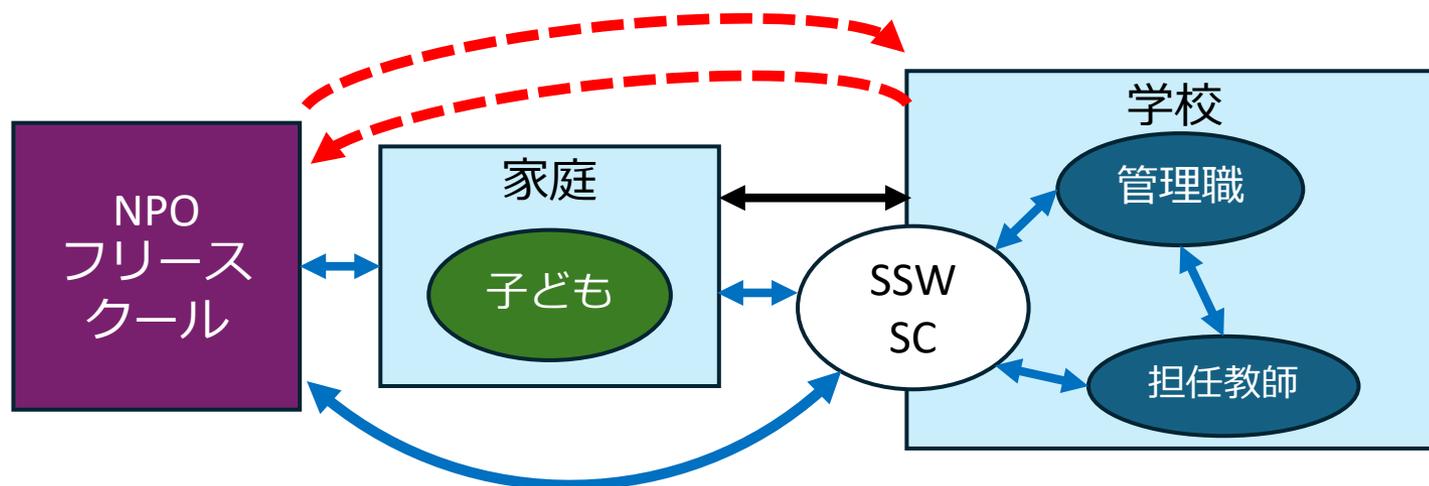
発表者作成

- 子どもたちの多様性の拡大状況に対応するためには**教職員の多様性（異質性）と相互開放性（対校内、対校外）**が必要
 - ✓ 特別支援教育、通級制度の普及と通常学級の中の子どもの多様化・共生
 - ✓ 教師以外の支援スタッフ、心理・福祉の専門スタッフ等の配置（「チームとしての学校」）
- **不登校現象の中にある多様性に対する理解を学校の中で広げる必要**（従来、あまり視野に入れられてこなかったこと）
 - ✓ **学校と保護者の関係における問題の芽を摘む**
 - ✓ **学校内外での教員研修の重要性**
 - ✓ 学校での生活・学習・教室環境になじむことのできない理由を抱えている子どもの存在を理解するための知識・姿勢（**ディスレクシア、感覚過敏、発達障害、学習障害、ギフテッド（発達障害をあわせもつ場合も多い）** など）

「私たち（フリースクールスタッフ）は別にそんなに問題ないんじゃないって思っていることでも、学校サイドから言うとね。『いや、ちょっとあの保護者さんはどうなんだ』みたいなのがあったりして、それでちょっとギクシャクしたようなことはあります」（フリースクール職員談）

- フリースクールと学校の連携・情報共有の必要性和難しさ

- ✓ フリースクール・保護者・学校・SSWの相互の繋がり方は複雑・多様：子どもを真ん中にして情報共有・共通理解するための方法・仕組みを意識的につくる必要。



- 近代学校制度に付随する上意下達型の教育行政・学校経営

- ✓ 2000年代以降にむしろ硬直化してしまった学校内部組織構造（浜田・諏訪 2024）を解きほぐす必要性（浜田 2025）
- ✓ とくに校内教職員・管理職の間のコミュニケーション回路開拓による組織文化形成（浜田 2012）

5. 教職をめぐる諸困難

- 教師の業務過大と慢性的な長時間勤務は未解決
→子どもの個別性・差異への丁寧な対応の困難
- 専門性の問い直しの必要性
 - ✓ 「生と学びを保障する教師の専門性の検討」 (柏木 2021)
 - ✓ 教職というprofessionの包摂性を高める：専門性の拡張
→教職の中の異質性を確保する。多様な「専門性」の保証 (浜田 2024b)
 - ✓ 「教科指導に自負の強い高校教師が、定時制高校の多様な生徒との関わりの中で、自身の指導の幅を広げ、教育観や教職アイデンティティを変容・再構築する過程」 (牧野 2024)

- 学校における多職種協働のみならず、**教職内部の専門性の問い直し**

- ✓ 教職内部を多様化する、様々なフリースクールの経験値を学ぶ：「**学校らしさ**」を相対化することのできる**専門性**、**オルタナティブな教育を実践できる専門性**を備えた教師の育成（本山 2024、小野 2025c）
- ✓ 子どもの多様性、教育実践の多様性などの視野を備え、**学校組織の特性を踏まえた組織マネジメント**ができる**学校管理職の育成**（浜田 2025）
- ✓ **社会正義と省察**：「**教育の機会均等**はもとより、**子どもの困難状況の背景にある物質的・文化的・関係的要因**や**社会構造**に目を向け、**場合によっては声をあげる**こと」を**教職の専門性**に位置づける（高野 2023）

6. 論点

- どこにも繋がりをもつことができていない（教育機会を保障されていない）学齢期の子どもに対するアウトリーチ方策の検討。→ 地方自治体行政機関、学校など
- 公教育システムが依拠する「公共性」論の再構築：就学義務の拡張、学校外教育の包摂、「教育の公共性と生活・生存保障の公共性の二側面」による『学校外教育』の正当化へ」（後藤 2019）
- 公費支出の根拠の検討（武井 2025）
- 子どもの多様性を踏まえた各教科の教育内容体系の検討→教科教育学研究への期待
- フリースクールの質保証（武井 2025）、それに携わる人達の「専門性」の保証の必要。
- 子どもと保護者が苦悩を抱え続ける前に（または、抱えはじめた初期段階で）、相談できる場や窓口が必要。特に保護者に対する支援。

- 「不登校児童生徒のための」ではなく、子どもの多様性に対応することのできる多様な教育機会が確保された公教育システムの検討（小野 2025a、2025b、2025c）
 - ✓ 「異質性・別様性」の包摂、「応答的な〈縁側〉」（吉田 2023）
 - ✓ 「多様な『別の学び場』の連続性や学校・学級内の『多様性』の承認に伴って生じる境界線が常に見直しに開かれていること」が「学校制度の包摂性」には必要（後藤 2024）
- 「個別最適な学び」の陥穽：社会の形成者・市民・主権者の育成という視座
 - ✓ 「他者性や社会的文脈から乖離した学びへと転化しうる」「子ども自身が多様な他者との相互関係の中でニーズ充足を行う主体としての力を身に付ける学びから疎外されかねない」（柏木 2023）
 - ✓ 子どもの多様性・困難を踏まえた「包摂の学級経営」（中村 2023）、「包摂する学校づくり」（柏木 2021）の必要
- 高等学校の不登校生徒や中退生徒等へのサポート体制、進路保障の必要性（通信制高校生徒の増大等の課題検討）（鈴木 2022、櫻井 2025）